

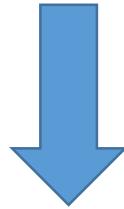
鶴嶺公民館の利用制限に係る段階的一部緩和について

11月以降の利用(随時予約)について

① 1か月で利用できる時間の制限解除

⇒ 予約がない部屋を自由に利用できます（利用2か月前の1日から随時予約可）
 ※令和3年11月～令和4年1月は、必ず連続2時間で予約を行ってください。

段階的に
緩和します



各項目の数字は、
別紙2（詳細版）
と対応しています

令和4年2月以降の利用について

② 連続利用時間及び利用禁止時間帯の解除

⇒ 1時間単位での利用も可とします。

③ウ 利用終了時刻5分前までに完全退室

⇒ 利用箇所の消毒・部屋の施錠し、事務室に返却してください。

③ア 使用決定書の受取は利用する日の5日前まで

⇒ 必ず期日までに手続きをお願いします。

③イ 部屋の施錠を再開

⇒ 鍵は利用開始時間にお渡しします。

③エ 開館（施設利用）時間

⇒ 21時まで利用可能となります。

③オ 報告書類の提出

- ・利用者報告書
- ・新型コロナウイルス感染症に係る利用報告書
- ・サークル参加者名簿

④ 部屋の利用人数の制限

講義室	20人
	（運動系は10人）
子ども室	11人
	（運動系は6人）
和室	10人
	（運動系は5人）
学習室1	7人
学習室2	13人
実習室	利用不可

⑤ 供用設備の利用制限

湯沸室、ウォーターサーバー、電気ポット、湯呑、やかん等は使用できません。

⑥ ロビーの利用制限

次の目的での利用に限ります。

- ・学生の自習
- ・読書・調べ事等

※飲食及び複数人での利用不可